

開発手続区分一覧表（菰野町）

用途・面積		区域		
		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
建築物 ・ 第1種 特定工作物	1,000 m ² 未満	<u>不要（注：1）</u>	都市計画法開発許可 または 都市計画法建築許可 の手続きが必要	<u>不要（注：1）</u>
	1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	都市計画法開発許可 の手続きが必要		町指導要綱による 手続きが必要
	3,000 m ² 以上 1 ha 未満			
	1 ha 以上			
第2種 特定工作物	1 ha 以上	都市計画法の開発許可の手続きが必要		

注：1 1,000 m²未満の場合でも、建築のために必要な道路の新設がある場合は手続きが必要となる場合があります。

- 菰野町では1,000 m²以上の開発行為は町指導要綱の対象となります。
都市計画法の対象となる1,000 m²を超える開発行為は同時に町指導要綱の手続きを行います。
- 3階建以上 又は 10m以上の建築物についても町指導要綱（中高層）の対象となります。